

## 令和元年度（2019年度）医事業務委託事業者選考審査基準

### 1 趣旨

令和元年度からの医事業務委託を実施する事業者を選考するにあたり、最も優れた提案者を優先交渉権者として選出するため必要な事項を定める。

### 2 提案書及び見積書

市立病院は、別に定める作成要領に基づく提案書、見積書及び財務諸表を選考対象業者に期日を定め提出を求める。

### 3 選考における配点割合

書面審査	30%
見積額	30%
口頭審査	40%

合計600点

### 4 見積書金額の評点

各事業者の評点 = 180点 × 最低見積金額 / 各事業者の見積金額

### 5 書面審査の評点

	評価項目	配点
1	医事業務に関する基本的事項	18
2	円滑な業務遂行	60
3	従業員の育成（研修・教育）	30
4	業務実績	42
5	提案・経営安定性	30

第一次評点は、提案書の書面について集約します。

原点数は、提案内容に具体性があるか、考え方がより整理されているか等の観点から、各項目について1位を3点、2位を2点、3位を1点、4位以下を0点として採点します。

同順位の場合は同得点とし、次順位者は同順位者数を減じた順位とします。

### 6 プレゼンテーションの評点

プレゼンテーション(以下、「プレゼン」とする。)では、業務遂行能力を主眼にし医事業務知識についても評価します。

### 7 優先交渉権者の決定

書面審査、見積額、プレゼンの得点を合計し、最も高得点のものを優先交渉権者とします。

次に高得点の者を次点交渉権者とします。1位得点者のものが複数あるときは、書面審査、プレゼンの得点合計が最も高得点のものを優先交渉権者とします。書面審査、プレゼンの得点合計がなお同得点であれば、口頭発表の1位得点者を優先交渉権者とします。